

1 1. 学校感染症とその出席停止期間

学校において予防すべき感染症（第1種・第2種・第3種）にかかった場合は出席停止の扱いになります。

飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い第2種の感染症の出席停止期間は、下記のとおりです。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第 2 種	・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	・ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	・ 新型コロナウイルス感染症	・ 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	・ 百日咳	・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・ 麻疹（はしか）	・ 解熱した後3日を経過するまで
	・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・ 風しん（三日はしか）	・ 発疹が消失するまで
	・ 水痘（水ぼうそう）	・ すべての発疹が痂皮化するまで
	・ 咽頭結膜熱（プール熱）	・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
<p>ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。</p>		

[参考] インフルエンザにおいては、最短でも、発症後6日目からの登校になります。

発症日	発 症 後					
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
0日目	登校出来ません					登校可能

令和元年10月より治癒証明の用紙が不要となりました。ただし、お子さんが対象となる感染症にかかったと思われる場合は、従来通り、必ず医師の診断を受け、学校へ連絡をして下さい。また、受診の際は、主治医の先生に、治癒の目安や登校時期等の指示をいただいでください。